

平成31年3月8日

養老町長 大橋 孝 様

養老町行財政改革推進審議会
会 長 曾 根 孝 仁

養老町行財政改革のあり方について（答申）

平成30年10月11日付け、養企第677号で諮問された養老町行財政改革のあり方について審議した結果、別紙のとおり答申します。

【意見・要望事項等】

養老町では、これまで第一次となる養老町行政経営改革プラン（平成23年度～28年度）において、行政サービスの見直しや職員定数の削減などの経営効率化に取り組むことで、町勢発展の礎づくりを推進されてきました。

こうした中、当町においても人口の減少と少子高齢化の進行が予測されるほか、普通交付税の段階的な縮減が見込まれており、収入減少への対応とそれを上回る効率化を進めることによって、新たなまちづくりへの投資財源を生み出す必要があります。

このため、今後の行政運営においては、限りある資源を一層効果的に活用する必要があり、集中と選択の視点をもった行政経営が益々重要になると考えます。

そこで、本審議会では、諮問されたうち骨格となる「第2次養老町行政経営改革プラン（素案）」等について、その内容を審議しました。

町行政をとりまく環境の変化に対応した適時適切な改革の推進と、協働による町民の力を生かした行政経営が大事であると考え、素案を一部修正されることを要望いたします。

なお、審議の過程において、次のとおり多様な意見や要望が出されましたので、計画の推進にあたっては、その趣旨を踏まえて対応いただきますよう申し添えます。

- 1 第2次養老町行政経営改革プラン（案）を一部修正すること。
- 2 使用料や手数料については、住民サービス公平の観点から、見直しを行うなど検討すること。
- 3 補助金の適正運用にあたっては、再度補助金の点検を行い、一層の見直しに取り組むこと。
- 4 町税等の収納率の向上にあたっては、従来の手法にとらわれることなく、目標達成に向けた一層の取り組みに努めること。
- 5 公の施設等の適正な管理と見直しにあたっては、財政的な観点だけでなく、町全体のまちづくりの視点からも検討・協議されること。